平成２１年（再口）第５１号

大阪府豊中市小曽根１丁目19番１―201号
再生債務者　隅田　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再口）第５号

愛知県刈谷市広小路７丁目１番地１　モアグレース刈谷広小路901号
再生債務者　齊藤　剛司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再口）第７号

兵庫県赤穂市塩屋599番地の13
再生債務者　奥澤　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月１日　神戸地方裁判所姫路支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 21 年 10 月９日　　広島県教育委員会
1　氏名　堀口　清輝　本籍地　愛媛県
⑴免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
①小学校教諭一種免許状、平18小一種第98号、平成19年３月23日、愛媛県教育委員会
②中学校教諭一種免許状（数学）、平18中一種第191号、平成19年３月23日、愛媛県教育委員会
③高等学校教諭一種免許状（数学）、平18高一種第331号、平成19年３月23日、愛媛県教育委員会
⑵失効年月日　平成21年４月14日
⑶失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
2　氏名　安保　貞男　本籍地　広島県
⑴免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
①小学校教諭一種免許状、平12小一第56号、平成12年11月６日、広島県教育委員会
②小学校教諭二級普通免許状、昭61小二普め第11号、昭和61年９月25日、京都府教育委員会
⑵失効年月日　平成21年５月21日
⑶失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
3　氏名　吉本　高洋　本籍地　広島県
⑴免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
①中学校教諭一種免許状（社会）、平10中一め第743号、平成11年３月31日、京都府教育委員会
②高等学校教諭一種免許状（公民）、平10高一め第1036号、平成11年３月31日、京都府教育委員会
③高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、平14高１第1817号、平成15年３月27日、広島県教育委員会
⑵失効年月日　平成21年７月24日
⑶失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　氏名　岸田　　修　本籍地　広島県
⑴免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
①小学校教諭一種免許状、昭57小１第388号、昭和57年３月31日、東京都教育委員会
②中学校教諭一種免許状（社会）、昭57中１第2894号、昭和57年３月31日、東京都教育委員会
③高等学校教諭一種免許状（社会）、昭57高１第2932号、昭和57年３月31日、東京都教育委員会
④高等学校教諭専修免許状（社会）、昭59高専第230号、昭和59年３月31日、東京都教育委員会
⑵失効年月日　平成21年８月27日
⑶失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
5　氏名　大崎　成治　本籍地　広島県
⑴免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
①中学校教諭一級普通免許状（社会）、昭57中一普め第2629号、昭和58年３月31日、京都府教育委員会
②高等学校教諭二級普通免許状（社会）、昭57高二普め第2813号、昭和58年３月31日、京都府教育委員会
⑵失効年月日　平成21年９月７日
⑶失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年十一月十日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しており、乙の株主総会決議は平成二十一年十月二十日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.fujita-kanko.gr.jp/fujita_kankomanagementservice/koukoku.html
（乙）http://www.fujita-kanko.gr.jp/utsunomiya_washingtonhotelservice/koukoku.html
平成二十一年十月九日
東京都文京区関口二丁目一〇番八号
（甲）藤田観光マネジメントサービス株式会社　代表取締役　菊永　幅芳
東京都文京区関口二丁目五番一四号
（乙）株式会社ＵＷＳ
代表取締役　小室　真吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月四日
掲載頁　九十六頁（号外第一九一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月四日
掲載頁　九十三頁（号外第一九一号）
平成二十一年十月九日
大阪府枚方市香里園町一二三番一号
（甲）株式会社ウェルファン
代表取締役　清水　正憲
大分県竹田市大字六井迫六五九番地一
（乙）株式会社大分アニマル
代表取締役　清水　正憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十月二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www13.ocn.ne.jp/~chs/
（乙）計算書類の公告義務はありません
平成二十一年十月九日
佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目二番三七号
（甲）中央保険サービス株式会社　代表取締役　大坪紀美子
佐賀県佐賀市大和町大字八反原五〇一番地
（乙）有限会社楠の木保険サービス　代表取締役　大石　正徳

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大洋システムテクノロジー（住所東京都千代田区霞が関三―二―六）に対して当社の特定子会社の株式管理および経営管理業務に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告いたします。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年五月十五日
掲載頁　八十四頁（号外第一〇一号）
平成二十一年十月九日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号
株式会社大洋システムテクノロジー
代表取締役　[redacted]　敬如